

(別添)

○ 精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成10年3月3日 障精第16号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）

【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
精神科病院に対する指導監督等の徹底について	精神科病院に対する指導監督等の徹底について
一部改正 障精発第0929003号	一部改正 障精発第0929003号
平成18年9月29日	平成18年9月29日
一部改正 障精発第1222001号	一部改正 障精発第1222001号
平成18年12月22日	平成18年12月22日
一部改正 障精発第0526002号	一部改正 障精発第0526002号
平成20年5月26日	平成20年5月26日
一部改正 障精発0329第12号	一部改正 障精発0329第12号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正 障精発0314第1号	一部改正 障精発0314第1号
平成26年3月14日	平成26年3月14日
一部改正 障精発0113第1号	一部改正 障精発0113第1号
令和3年1月13日	令和3年1月13日
一部改正 障精発1127第7号	一部改正 障精発1127第7号
令和5年11月27日	令和5年11月27日
一部改正 <u>障精発0326第3号</u>	
<u>令和8年3月26日</u>	
各 都道府県 精神保健福祉主管部（局）長 殿	各 都道府県 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市	指定都市
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

<p>1 実地指導の指導項目について (1)～(17) (略) (18) ア～ウ (略) エ 都道府県知事又は指定都市市長に届出義務のあるものについては、確実に届出がなされているか。<u>さらに、精神保健指定医又は特定医師の記名が必要な届出について、診療録等と突合し、当該届出に記名された医師が入院等の判定を行っていることを確認すること。</u></p>	<p>1 実地指導の指導項目について (1)～(17) (略) (18) ア～ウ (略) エ 都道府県知事又は指定都市市長に届出義務のあるものについては、確実に届出がなされているか。</p>
---	---